随意契約結果一覧

所属(課名) 建築開発課

| 件名(数量) | 契約締結日 (締結日の昇順) | 契約業者 | 予定価格 (税込) | 契約金額 (税込) | 随意契約とした理由 | 審査会 の開催 の有無 | 備考 |
|------------------------------|-------------------|---------------------------|--------------|-----------|---|-------------------|----|
| 建築行政共用データ ベースシステム利用契 約 | 令和4年4月1日 | 一般財団法人建 築行政情報セン ター | 2,459,875 | 2,459,875 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 一般財団法人建築行政情報センターは、国から委託され建築行政共用 データベースシステムの開発・運用を行っていることから、建築基準法の改正 対応とシステム運用の双方に精通しており、競争入札に適さない契約である ため。 | 無 | |
| 松阪市開発許可システム運用保守業務委託 | 令和4年4月1日 | 富士通Japan株 式会社 三重支 社 | 657,800 | 657,800 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市開発許可システムは、本市が開発許可等の許認可業務を実施する為に必要な事務作業を支援するシステムであり、三重県が運用している開発許可システムを松阪市向けにカスタマイズし、令和2年度から運用を開始しているシステムである。本業務委託は、松阪市開発許可システムの安定的な運用保守を目的とするものである。 松阪市開発許可システムのプログラムのうち、業務機能的な部分は概ね、富士通株式会社が保有していたプログラムを三重県の仕様にカスタマイズしており、カスタマイズした部分の著作権は三重県又は本市が有している。一方、ヘルプ機能や認証管理機能等の共通機能部分、データベースの校正や関連付けの管理機能部分は、富士通株式会社が保有していたプラグラムをカスタマイズせずに使用しており、その部分のプログラムの著作権は富士通株式会社が保有し、本市は使用することができることとなっている。 松阪市開発許可システムの安定稼働のための運用保守業務には、障害時の対応が必須であり、この障害対応のためにプログラムの是正措置を行うには、富士通株式会社が著作権を有する部分のプログラムの是正措置を行うには、富士通株式会社が著作権を有する部分のプログラムの表にも行うこととなる。なお、令和3年4月1日より富士通株式会社が分社化され、自治体向け事業に関する権利義務を富士通Japan株式会社が保有することになった。このため、本システムの運用保守業務はプログラムの著作権を有する富士通Japan株式会社でしか行うことができないため。 | 無 | |
| 松阪市空家等情報 データベース作成業務 | 令和4年4月13日 | 株式会社パスコ 三重支店 | 1,800,000 | 1,793,000 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) GIS都市計画管理システムを株式会社パスコより導入していることからシステムに精通しており、競争入札に適さない契約であるため。 | 無 | |

| 件名(数量) | 契約締結日 (締結日の昇順) | 契約業者 | 予定価格 (税込) | 契約金額 (税込) | 随意契約とした理由 | 審査会 の開催 の有無 | 備考 |
|--------------------------------|-------------------|---------------------------|--------------|--------------|---|-------------------|----------------------------|
| 空家所有者等調査業 務委託 | 令和4年4月22日 | 三重県行政書士会 | 1,100,000 | 1,100,000 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 空家所有者や相続人の調査を委託するにあたり、行政書士は職務として他 人の 戸籍、住民票等を取得することができ、被調査者の相続人や親族についての 事実証明書類の作成自体が業務独占として法定されていること、かつ本委託 業務が必要となる所有者等調査は随時、発生するため、各行政書士にその 都度委託するより、各行政書士が所属する団体である三重県行政書士会と 総括的に契約を行った方が効率的である。 また、三重県行政書士会は、委託期間中、必要な員数や業務水準を安定 的に確保できる唯一の機関であるため。 | 4111. | 単価契約 予定総額 1,100,000円 |
| 開発許可システムブラ ウザ更新向け対応業 務委託 | | 富士通Japan株 式会社 三重支 社 | 1,980,000 | 1,980,000 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市開発許可システムの開発業者は富士通株式会社であり、システム に精通しておりプログラムの著作権も一部保有していることから、本契約は競 争入札に適さない契約である。また、令和3年4月1日より本システムの運用 保守業務は富士通Japan株式会社が実施することになった。 | 無 | |
| 松阪市指定道路等台 帳整備補正業務委託 | 令和4年9月30日 | 株式会社パスコ 三重支店 | 2,299,000 | 1,947,000 | (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約) 松阪市指定道路等台帳補正業務は、指定道路台帳を更新する情報を得て、指定道路調書及び指定道路図を更新し、松阪市統合型GISへ反映する業務である。 指定道路台帳を作成することは他業者でも可能であるが、松阪市統合型GISは(株)パスコが著作権を有するGISソフトウェア「PASCAL」を使用していることから、指定道路台帳データを松阪市統合型GIS上で稼働させるためのデータに変換すること及び松阪市統合型GISへのデータの反映は(株)パスコ以外の業者が実施することができない。 また、(株)パスコ以外の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク(蓄積した指定道路台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型GISからの離脱によるサービス低下等)が考えられるため。 | 無 | |